

スマートエーイー研究会規約

- 第1条 本研究会は、スマートエーイー研究会（以下本会という）と称する。
- 第2条 本会は、音響・超音波エレクトロニクス及びそれに関連ある分野に関する研究、研究連絡、共同研究の促進に務め、音響・超音波エレクトロニクスの発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的に沿って研究討論会、講演会、見学会、その他目的達成のための会員間での情報交換や必要な事業を行なうとともに、関連の研究会との協力、連絡を促進する。
- 第4条 本会は平成28年4月から平成31年3月までの時限付きとする。ただし、会員の賛同が得られれば、それ以降も継続することができる。
- 第5条 本会の主旨に賛同し、当該研究に従事するか若しくは興味を有する者は会員になることができる。
- 第6条 会員になろうとする者は、本会会員の推薦をうけ、会長および研究会での承認を得てその資格を得るものとする。
- 第7条 次の各号に掲げる者は会員の資格を喪失する。
- (1) 退会を申し出た者
 - (2) 死亡した者
- 第8条 本会には、会長1名及び幹事1名を置く。会長及び幹事の選出は別途定めるところによる。
- 第9条 本会は事務所を会長の指定する場所に置く。
- 第10条 この規約は、本会の出席者の3分の2以上の議決を得て変更することができる。
- 第11条 この規約の施行に際し、必要のある場合には会員の議決を得て細則を定めることができる。

付則 この規約は、平成28年5月13日から施行する。

会長及び幹事選出細則

- 第1条 会長及び幹事（以下役員等という）は年度初めの本会に於いて、出席者が選出する。
- 第2条 役員等の選出権及び被選出権をもつものは会員とする。
- 第3条 役員等の任期は1年として再選は妨げないが、続けて再選する場合は2期を限度とする。ただし、退任後2年以上を経過した者を再選することは差し支えない。
- 第4条 役員等の任期とは、4月から次の年の3月までをいう。
- 第5条 役員等の選出方法は特に規定しない。ただし、本会の出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 第6条 本細則の変更等は、本会の議決を経なければならない。

本細則は平成28年5月13日から施行する。